○法務省告示第三百八十六号

名古屋市中区役所保存の次の原戸籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十一年九月二十五日までに、同区長に対して、次の手続をしてください。

一　当該原戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる原戸籍の謄本、抄本又は原戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、中区役所又は名古屋法務局に照会すること。

平成二十一年八月二十五日

法務大臣　森　英介

名古屋市中区傳馬町五丁目一番地　脇田　逸夫

○厚生労働省・農林水産省告示第三号

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成十年法律第五十九号）第三条第一項の規定に基づき、食品の製造過程の管理の高度化に関する基本方針（平成十年七月一日厚生省・農林水産省告示第一号）の一部を次のように変更し、平成二十一年十月五日から施行する。

平成二十一年八月二十五日

厚生労働大臣　舛添　要一

農林水産大臣　石破　茂

第2の2⑴アa中「その他の区域が」の次に「原則として」を「いること。」の次に「ただし、隔壁以外の方法により、二次汚染が防止される場合は、この限りでない。」を加え、第2の2⑵クの次に次のように加える。

ケ　製造過程の管理の高度化についての専門的知識を有する人材の育成又は確保のための取組が定められていること。

コ　高度化された製造過程の管理を適正に行うために必要な従業員の教育のための取組が定められていること。

サ　高度化された製造過程の管理に係る検証体制の構築及び継続的な検証の実施に関する経営者の関与が明確にされていること。

第2の2中「高度化についての専門的知識を有する人材の育成」を「高度化の前提となる一般的衛生管理の実施に配慮された機械・装置の導入のための取組」に、「管理に係る検証体制の構築」を「管理についての消費者等への情報提供のための取組」に改め、「(3)　高度化された製造過程の管理についての消費者等への情報提供のための取組」を削る。

○農林水産省告示第千百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年八月二十五日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　北海道寿都郡寿都町字**樽**岸町建岩九八の四（国有林。次の図に示す部分に限る。）、一六九・一七九・一九五の二・一九七の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び寿都町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年八月二十五日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　北海道北見市北陽一二の二（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおり（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び浜中町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年八月二十五日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　北海道厚岸郡浜中町浜中東一〇四地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおり（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び浜中町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年八月二十五日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　北海道二海郡八雲町熊石見日町一五〇地先・一五六地先・一七九地先・四一四地先・四一五地先・四一六地先（以上六筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）、一五〇・一七五・一七六・一八三・一八四・三八九（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、一五六、一九一、四一一、四一二の一、四一二の二、四一三、四一四、四一六から四一八まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

熊石見日町一五〇地先、一五六地先、一七五地先、四一四地先、四一五地先、四一六地先、一五〇、一五六、一七五、一七六、一八三、一八四、一九一、三八九、四一一、四一二の一、四一二の二、四一三、四一四、四一八

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び八雲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年八月二十五日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　北海道常呂郡訓子府町字豊坂六〇の一・六一の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおり（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び訓子府町役場に備え置いて縦覧に供する。）